解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号

社団法人岩手県技能士会

代表清算人　大谷陽一郎

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

秋田県秋田市八橋運動公園一番五号

財団法人秋田県学校保健会

代表清算人　小山田　雍

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月十九日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝二五二三番地

白鷹町鮎貝土地区画整理組合

代表清算人　鈴木　金吾

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

栃木県那須郡那珂川町馬頭五五五番地

財団法人菊池育英会

清算人　菊池　俊嗣

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目一三番八号ほまれ会館内

財団法人埼玉県傷痍軍人会

代表清算人　関根　忠良

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

千葉県茂原市道表一番地

茂原市土地開発公社

清算人　長谷川　正

解散公告（第二回）

当法人は定款で定めた存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日付解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

東京都港区芝三丁目四一番地八号

財団法人駐留軍労働福祉財団

清算人代表　染葉　忠之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日付東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

東京都新宿区神楽河岸一番一号

社会福祉法人東京都民生委員薫風会

清算人　福田　豊衍

同　大谷　隆興

同　森田　林三

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号

ソラン企業年金基金

清算人　濵上　雅博

解散公告（第二回）

当政党は解散いたしましたので、当政党に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

東京都千代田区平河町二丁目七番五号砂防会館本館三階

国民新党

代表者　自見庄三郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

横浜市神奈川区西神奈川一丁目八番地の九

社団法人海洋レクリエーション協会

清算人　金子　紀昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

山梨県甲府市北口二丁目六番一〇号

社団法人山梨県情報通信基盤整備協会

清算人　野口　英一

清算人　松田　俊幸

清算人　中村　一政

清算人　杉山　平和

清算人　根津　尚温

清算人　立澤　信紘

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

滋賀県近江八幡市鷹飼町南四丁目四番地四

財団法人近江八幡市人権センター

代表清算人　野村　治夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存立期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

京都府京都市下京区烏丸通七条上る常葉町七五四番地宗教法人真宗大谷派宗務所内

財団法人大谷祖廟維持財団

代表清算人　富田　泰成

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十五年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

大阪府吹田市豊津町九番一号

ＴＩＳ企業年金基金

清算人　伊藤　恒嘉

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

島根県邑智郡邑南町阿須那一八三二番地二

財団法人阿須那奉公会

清算人　広瀬　初義